

## 専任・専門・正規の学校司書の配置を求めるアピール

社会が大きく変わろうとしています。学校教育は主体的な学びや、情報を読み活用する力、生きていく力を育むことが求められています。そのためには、幅広い資料を揃え、子どもたち一人ひとりの知的好奇心を刺激し、意欲的な読書・学習活動を充実させる学校図書館が欠かせません。

2014年6月に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、学校司書が法律に位置づけられました。この法改正を受けて、文部科学省は「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書の資格・養成等のあり方に関して検討をしてきました。

しかし、現時点で出されている「学校図書館の整備充実に関する審議のまとめ（素案）」では、学校司書の具体的な配置促進が求められているにもかかわらず、教育委員会等にその継続を期待すると述べるにとどまっています。さらに委託や派遣による配置を容認するような記述もあるなど、現在の配置水準を後退させる内容が記述されています。これでは、学校図書館がその機能を発揮し、子どもたちと教職員を十分に支えることはできません。

私たち学校図書館問題研究会は、学校図書館のあり方についてこれまで研究してきたことや、今大会での議論を踏まえ、学校司書の配置について以下のことをアピールします。

- ・すべての学校に専任で常勤の学校司書を1校1名以上配置すること
- ・学校司書の資格を、司書資格をベースにした十分な知識と学校教育に関わる一定の知識を習得したものとして位置づけ、そうした専門性を有する学校司書を配置すること
- ・安定して継続的に職務に従事し、経験を蓄積し、職務に反映できるよう、正規職員として配置すること
- ・教職員との連携や長期的な視野に立った運営の観点から、民間事業者等への委託や派遣による配置ではなく、設置者が直接雇用し配置すること

2016年8月9日

学校図書館問題研究会 [ <http://gakutoken.net/> ]